

		○国土交通省告示第千百七十二号 地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）附則第六条第三十項に規定する船舶を定める告示を次のように定める。
	令和三年八月二十日	
番号	船	国土交通大臣 赤羽 一嘉
1	船	地方税法施行規則附則第六条第三十項に規定する船舶を定める告示
	船	地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）附則第六条第三十項に規定する船舶は、次の表のとおりとする。
一 主機関又は推進装置（次のいずれかに該当するものに限る。）	第一号から第二十五号までに掲げる構造及び装置の全てを有している船舶（第二十六号から第三十三号までに規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。）（2の項又は3の項に掲げる船舶を除く。）	

○国土交通省告示第千百七十二号
地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）附則第六条第三十項に規定する船舶を定める告示を次のように定める。

第一号から第二十五号までに掲げる構造及び装置の全てを有している船舶（第二十六号から第三十三号までに規定する船舶にあっては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。）（2の項又は3の項に掲げる船舶を除く。）

の表とのおりとする。
地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）附則第六条第三十項に規定する船舶は、次

二 船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置

三 電源自動制御装置

四 推進機関の運転に関連のある潤滑油ポンプ、燃料供給ポンプ及び冷却ポンプの予備ポンプへの自動切替装置

五 主機関回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置

六 主機関の燃料油(加熱を要するものに限る)、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置

七 燃料油タンク(次のいずれかに該当するものに限る。)

イ 船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの

八 電氣推進裝置

(2) 平成平成二十七七年改正令附則第二項第一号から第二号までに掲げる原動機のうちの第三号までの値の上欄に掲げる原の下動機の種類、エネルギー及び用途との区別による区分に係る放熱量を表す。この表は、(1)の表と併せて、(1)の表の「放熱量」欄に記載する放熱量を算出するための参考表である。

(ii) 海防法施行令第十一條の七の表第二号上欄に掲げる放出海域 同号下欄に
掲げる原動機の種類・能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる
窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七八八を乗じて算出され
た値

(i) 海防法施行令第十一條の七の表第一号上欄に掲げる放出海域 同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び基準の値に応じそれぞれ同号下欄に掲げる放出量に係る放出基準の値に二十分の十九・五を乗じて算出され
た値

出海域で使用する場合には(i)に定める値となるもの、かつ(ii)に掲げる放出海域の場合は(i)においても使用するもの、(iii)に掲げる放出海域の場合は(iii)に定める値となるもの。

百一号。以下「海防法施行令」という。第十九条の表第一号及び中欄に「ハ一部を改正する原動機(平洋汽船等)並びに海上船舶等の表第二百九十九十号」。

窒素酸化物放出量削減型主機関（原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられてゐる場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。）がいざれかに該当するものに限る。）

- 十四 発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）
- 十五 イ 燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関
ロ A重油専用発電機関
- 十六 ハ ターボ・ジェネレーター
- 十七 ホ 風力発電機
二 風力発電機
- 十八 ポ 排気ガス浄化装置付発電機
- 十九 ピルジ処理装置（油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。）又は廃油焚ボイラー
- 二十 ボ 汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）
- 二十一 ハ 海事衛星通信装置
- 二十二 ハ 自動衝突予防援助装置
- 二十三 ハ 造水機（主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。）
- 二十四 ハ 給湯機（主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。）
- 二十五 ハ 推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）エア・シール型船尾管軸封装置又は風圧抵抗軽減型船首イ 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）ロ 推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）ハ 船尾装着フィン
- 二十六 ハ 船首方位制御装置
- 二十七 ハ 熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）
- 二十八 ハ ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンボジット・ボイラー
- 二十九 ハ 荷役用のサイド・ポート・ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ボンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置
- 三十 ハ コンテナ船重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置
- 三十一 ハ 燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置
- 三十二 ハ 汎用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）
- 三十三 ハ 令和3年4月1日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がなつては、同年10月1日以後に建造に着手されたもの）にあつては、ビルジタンク
- 三十四 ハ 令和3年4月1日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がなつては、同年10月1日以後に建造に着手されたもの）にあつては、ビルジタンク
- 三十五 ハ 令和3年4月1日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がなつては、同年10月1日以後に建造に着手されたもの）にあつては、ビルジタンク
- 三十六 ハ 主機関の運転状態の自動記録装置
- 三十七 ハ 汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）
- 三十八 ハ 造水機（主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。）
- 三十九 ハ 給湯機（主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。）
- 四十 ハ 推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）エア・シール型船尾管軸封装置又は風圧抵抗軽減型船首イ 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）ロ 推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）ハ 船尾装着フィン
- 四十一 ハ 船首方位制御装置
- 四十二 ハ 熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）
- 四十三 ハ ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンボジット・ボイラー
- 四十四 ハ 荷役用のサイド・ポート・ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ボンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置
- 四十五 ハ コンテナ船重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置
- 四十六 ハ 燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置
- 四十七 ハ 汎用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）
- 四十八 ハ 汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）
- 四十九 ハ 造水機（主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。）
- 五十 ハ 給湯機（主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。）
- 五十一 ハ 推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）エア・シール型船尾管軸封装置又は風圧抵抗軽減型船首イ 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）ロ 推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）ハ 船尾装着フィン
- 五十二 ハ 船首方位制御装置
- 五十三 ハ 熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）
- 五十四 ハ ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンボジット・ボイラー
- 五十五 ハ 荷役用のサイド・ポート・ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ボンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置
- 五十六 ハ コンテナ船重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置
- 五十七 ハ 燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置
- 五十八 ハ 汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）
- 五十九 ハ 造水機（主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。）
- 六十 ハ 給湯機（主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。）
- 六十一 ハ 推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）エア・シール型船尾管軸封装置又は風圧抵抗軽減型船首イ 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）ロ 推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）ハ 船尾装着フィン
- 六十二 ハ 船首方位制御装置
- 六十三 ハ 熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）
- 六十四 ハ ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンボジット・ボイラー
- 六十五 ハ 荷役用のサイド・ポート・ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ボンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置
- 六十六 ハ コンテナ船重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置
- 六十七 ハ 燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置
- 六十八 ハ 汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）
- 六十九 ハ 造水機（主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。）
- 七十 ハ 給湯機（主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。）
- 七十一 ハ 推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）エア・シール型船尾管軸封装置又は風圧抵抗軽減型船首イ 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）ロ 推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）ハ 船尾装着フィン
- 七十二 ハ 船首方位制御装置
- 七十三 ハ 熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）
- 七十四 ハ ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンボジット・ボイラー
- 七十五 ハ 荷役用のサイド・ポート・ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ボンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置
- 七十六 ハ コンテナ船重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置
- 七十七 ハ 燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置
- 七十八 ハ 汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）
- 七十九 ハ 造水機（主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。）
- 八十 ハ 給湯機（主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。）
- 八十一 ハ 推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）エア・シール型船尾管軸封装置又は風圧抵抗軽減型船首イ 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）ロ 推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）ハ 船尾装着フィン
- 八十二 ハ 船首方位制御装置
- 八十三 ハ 熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）
- 八十四 ハ ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンボジット・ボイラー
- 八十五 ハ 荷役用のサイド・ポート・ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ボンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置
- 八十六 ハ コンテナ船重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置
- 八十七 ハ 燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置
- 八十八 ハ 汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）
- 八十九 ハ 造水機（主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。）
- 九十 ハ 給湯機（主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。）
- 九十一 ハ 推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）エア・シール型船尾管軸封装置又は風圧抵抗軽減型船首イ 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）ロ 推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）ハ 船尾装着フィン
- 九十二 ハ 船首方位制御装置
- 九十三 ハ 熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）
- 九十四 ハ ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンボジット・ボイラー
- 九十五 ハ 荷役用のサイド・ポート・ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ボンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置
- 九十六 ハ コンテナ船重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置
- 九十七 ハ 燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置
- 九十八 ハ 汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）
- 九十九 ハ 造水機（主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。）
- 一百 ハ 給湯機（主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。）
- 一〇〇 ハ 推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）エア・シール型船尾管軸封装置又は風圧抵抗軽減型船首イ 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）ロ 推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）ハ 船尾装着フィン

一	令和四年十月一日以後に建造契約がなつては、同年10月1日以後に建造に着手されたものに限る。）	海 洋 汚 染 等 及 び 海 上 災 害 の 防 止 に 関 す る 法 律 (昭 和 四 十 五 年 法 律 第 百 三 十 六 号 以 下 「二 酸 化 炭 素 放 出 抑 制 指 標 」と い う) 第 十 九 条 の 二 号 カ ー ト ま で に 指 定 す る 国 交 大 臣 の 確 認 を 受 け な け れ ば 、 そ れ ぞ れ の 各 号 に 揭 げ る 船 舶 の 区 分 に 応 じ 当 該 各 号 に 定 め る 二 酸 化 炭 素 放 出 抑 制 指 標 と い う 。) 同 項 第 二 十 七 号 か ら 第 三 十 三 号 ま で 及 び 第 二 十 号 ま で に 规 定 す る 船 舶 の 区 分 に 応 じ て 、 そ れ ぞ れ の 各 号 に 揭 げ る 装 置 の 全 て を 有 し て い る 船 舶 (同 項 第 二 十 三 号 か ら 第 二 十 号 ま で に 规 定 す る 船 舶 に あ つ て は 、 そ れ ぞ れ の 各 号 に 揭 げ る 装 置 を 有 し て い る も の に 限 る) に 關 す る 規 定 に 次 の と き に 依 る 。
二	省 令 (平成二十四年国土交通省・環境省令第三号)以下「二酸化炭素放出品別指標」といふる算式により算定した値	イ 二酸化炭素放出品別指標と関する基準を定める省令(平成二十四年国土交通省・環境省令第三号)以下「二酸化炭素放出品別指標」といふる算式により算定した値
三	Dw が一千トン以上二万トン未満のもの	(1) 載貨重量トン数 (以下この表において「Dw」という。)が二万トン以上のもの
四	Dw が四千トン以上二万トン未満のもの	(2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの
五	1,218.8Dw ^{-0.488} (0.88 - 0.1/Dw - 4,000)	1,219.0Dw ^{-0.488} (0.88 - 0.1/Dw - 4,000)
六	Dw が四千トン以上一万五千トン未満のもの	Dw が二万トン以上のもの
七	Dw が一万五千トン以上一万五千トン未満のもの	Dw が二千トン以上一万トン未満のもの
八	八 指標基準省令第一条第四項に規定する液化ガスばら積船 (以下「液化ガスばら積船」という。)に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値	八 指標基準省令第一条第四項に規定する液化ガスばら積船 (以下「液化ガスばら積船」という。)に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値
九	Dw が二万トン以上のもの	Dw が二万トン以上のもの
十	961.79Dw ^{-0.477} (0.88 - 0.1/Dw - 10,000)	1,120Dw ^{-0.456} (0.88 - 0.1/Dw - 2,000)

ホ 指標基準省令第一条第八項に規定するコントナ船(以下「コントナ船」という。)（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二十万トン以上のもの 83.6256Dw^{-0.201}
 Dwが十二万トン以上二十万トン未満のもの 92.3366Dw^{-0.201}

Dwが八万トン以上十二万トン未満のもの 101.0476Dw^{-0.201}
 Dwが四万トン以上八万トン未満のもの 109.7586Dw^{-0.201}

Dwが一万五千トン以上四万トン未満のもの 118.4696Dw^{-0.201}
 Dwが一万トン以上一万五千トン未満のもの

174.22Dw^{-0.201} (0.83 - 0.15 $\frac{Dw - 10,000}{5,000}$)

ト 指標基準省令第一条规定する冷凍運搬船(以下「冷凍運搬船」という。)（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが五千トン以上のもの 177.0678Dw^{-0.244}
 Dwが三千トン以上五千トン未満のもの

227.01Dw^{-0.244} (0.88 - 0.1 $\frac{Dw - 3,000}{2,000}$)

ト 指標基準省令第一条规定する一般貨物船(以下「一般貨物船」といいう。)（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが一万五千トン以上のもの 73.0864Dw^{-0.216}
 Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの

227.01Dw^{-0.216} (0.88 - 0.1 $\frac{Dw - 3,000}{2,000}$)

ト (建造契約がなった船にあつては、令和二年七月一日から令和四年九月三十日までの間に建造契約が結ばれた船舶に建造に着手されたもの)（次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ タンカー等（次に掲げるものに限るものとし、口に掲げるものを除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの 950.664Dw^{-0.488}
 Dwが四千トン以上二万トン未満のもの

1,218.8Dw^{-0.488} (0.88 - 0.1 $\frac{Dw - 4,000}{16,000}$)

ロ タンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物輸送の構造を有するものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの 950.82Dw^{-0.488}
 Dwが四千トン以上二万トン未満のもの

1,219Dw^{-0.488} (0.88 - 0.1 $\frac{Dw - 4,000}{16,000}$)

ハ 液化ガスばら積船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが一万トン以上のもの 873.6Dw^{-0.456}
 Dwが二千トン以上一万トン未満のもの

1,120Dw^{-0.456} (0.88 - 0.1 $\frac{Dw - 2,000}{8,000}$)

ホ コントナ船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが一万五千トン以上のもの 750.1962Dw^{-0.477}
 Dwが一万トン以上一万トン未満のもの

961.79Dw^{-0.477} (0.88 - 0.1 $\frac{Dw - 10,000}{5,000}$)

ト (建造契約がなった船にあつては、令和元年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶に建造に着手されたもの)（次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ タンカー等（次に掲げるものに限るものとし、口に掲げるものを除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが五千トン以上のもの 177.0678Dw^{-0.244}
 Dwが三千トン以上五千トン未満のもの

227.01Dw^{-0.244} (0.88 - 0.1 $\frac{Dw - 3,000}{2,000}$)

ト 一般貨物船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが一万五千トン以上のもの 83.8344Dw^{-0.216}
 Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの

227.01Dw^{-0.216} (0.88 - 0.1 $\frac{Dw - 3,000}{2,000}$)

ト (建造契約がなった船にあつては、平成三十一年四月一日から令和元年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船に建造に着手されたもの)（次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ タンカー等（次に掲げるものに限るものとし、口に掲げるものを除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの 975.04Dw^{-0.488}
 Dwが四千トン以上二万トン未満のもの

1,218.8Dw^{-0.488} (0.9 - 0.1 $\frac{Dw - 4,000}{16,000}$)

四
□ タンカー等(次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のため構造を有するものに限る) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの 975.2Dw^{-0.488}
(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの 1,219Dw^{-0.488} (0.9-0.1 $\frac{Dw-4,000}{16,000}$)

八
△ 液化ガスばら積船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが一万トン以上のもの 896Dw^{-0.455}
(2) Dwが二千トン以上一万トン未満のもの 1,120Dw^{-0.455} (0.9-0.1 $\frac{Dw-2,000}{8,000}$)

八
△ 液化ガスばら積船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの 1,036.15Dw^{-0.488}
(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの 1,219Dw^{-0.488} (0.95-0.1 $\frac{Dw-4,000}{16,000}$)

八
△ 液化ガスばら積船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの 1,036.15Dw^{-0.488}
(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの 1,219Dw^{-0.488} (0.95-0.1 $\frac{Dw-4,000}{16,000}$)

四
□ 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあっては、平成二十九年十月までに建造に着手されたもの) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めた算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの 1,035.98Dw^{-0.488}
(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの 1,218.8Dw^{-0.488} (0.95-0.1 $\frac{Dw-4,000}{16,000}$)

△ ばら積貨物船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの 769.432Dw^{-0.477}
(2) Dwが一万トン以上二万トン未満のもの 961.79Dw^{-0.477} (0.9-0.1 $\frac{Dw-10,000}{10,000}$)

△ ばら積貨物船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの 817.5215Dw^{-0.477}
(2) Dwが二千トン以上一万トン未満のもの 961.79Dw^{-0.477} (0.95-0.1 $\frac{Dw-10,000}{10,000}$)

△ ばら積貨物船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの 817.5215Dw^{-0.477}
(2) Dwが二千トン以上一万トン未満のもの 961.79Dw^{-0.477} (0.95-0.1 $\frac{Dw-10,000}{10,000}$)

△ ばら積貨物船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの 817.5215Dw^{-0.477}
(2) Dwが二千トン以上一万トン未満のもの 961.79Dw^{-0.477} (0.95-0.1 $\frac{Dw-10,000}{10,000}$)

△ ばら積貨物船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの 817.5215Dw^{-0.477}
(2) Dwが二千トン以上一万トン未満のもの 961.79Dw^{-0.477} (0.95-0.1 $\frac{Dw-10,000}{10,000}$)

△ ばら積貨物船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの 817.5215Dw^{-0.477}
(2) Dwが二千トン以上一万トン未満のもの 961.79Dw^{-0.477} (0.95-0.1 $\frac{Dw-10,000}{10,000}$)

△ 一般貨物船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが五千トン以上のもの 181,608Dw^{-0.244}
(2) Dwが三千トン以上五千トン未満のもの 227.01Dw^{-0.244} (0.9-0.1 $\frac{Dw-3,000}{2,000}$)

△ 一般貨物船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが五千トン以上のもの 181,608Dw^{-0.244}
(2) Dwが三千トン以上五千トン未満のもの 227.01Dw^{-0.244} (0.95-0.1 $\frac{Dw-3,000}{2,000}$)

△ 一般貨物船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが一万五千トン以上のもの 85,984Dw^{-0.245}
(2) Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの 107,48Dw^{-0.245} (0.9-0.1 $\frac{Dw-3,000}{12,000}$)

11 指標基準省令第一条规定するロールオン・ロールオフ貨物船(以下「ロールオン・ロールオフ貨物船」という。)次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二千トン以上のもの 1,096,017Dw^{-0.498}
Dwが一千トン以上一千トン未満のもの

$$1,405,15Dw^{0.498} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 1,000}{1,000})$$

本自動車運搬船(Dwが一万トン以上のもので、DwをGtで除した値が○・三未満であるものに限る。) Dwが一千トン以上一千トン未満のもの

$$608,6808Dw^{-0.471} \left(\frac{Dw}{Gt} \right)^{-0.7}$$

く自動車運搬船(Dwが一万トン以上のものに限るものとし、本に掲げるものを除く。) 1,413,851Dw^{-0.471}

11 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、令和三年十月一日から令和四年九月三十日までの間に建造に着手されたもの)で自動車運搬船に該当するものに限る。) 次に掲げる自動車運搬船の区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ 自動車運搬船(Dwが一万トン以上のもので、DwをGtで除した値が○・三未満であるものに限る。) Dwが一千トン以上一千トン未満のもの

$$608,6808Dw^{-0.471} \left(\frac{Dw}{Gt} \right)^{-0.7}$$

ロ 自動車運搬船(Dwが一万トン以上のものに限るものとし、本に掲げるものを除く。) 1,413,851Dw^{-0.471}

11 令和二年一月一日から令和四年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、令和三年十月一日から令和四年九月三十日までの間に建造に着手されたもの)次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定めた二酸化炭素放出抑制指標の値

イ ロールオン・ロールオフ旅客船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

$$608,6808Dw^{-0.471} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 1,000}{1,000})$$

ロ クルーズ旅客船(次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

$$752,16Dw^{-0.381} (0.9 - 0.05 \frac{Dw - 250}{750})$$

ハ 液化天然ガス運搬船(Dwが一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。) 1,802,96Dw^{-0.494}

11 ロールオン・ロールオフ貨物船(次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

$$170,84Gt^{-0.234} (0.9 - 0.05 \frac{Gt - 25,000}{60,000})$$

本自動車運搬船(Dwが一万トン以上のもので、DwをGtで除した値が○・三未満であるものに限る。) Dwが一千トン以上一千トン未満のもの

$$1,405,15Dw^{-0.498} (0.9 - 0.05 \frac{Dw - 1,000}{1,000})$$

ハ 液化天然ガス運搬船(Dwが一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。) 1,757,886Dw^{-0.494}

五 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあっては、平成二十九年十月一日から令和元年九月三十日までの間に建造に着手されたもの)次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ　ロールオン・ロールオフ旅客船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に
応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

Dwが千トン以上のもの 676.944Dw^{-0.381}

(2) Dwが二百五十トン以上千トン未満のもの

$$752.16Dw^{-0.381} \left(0.95 - 0.05 \frac{Dw - 250}{750}\right)$$

170.84Gt^{-0.214} ((0.95-0.05)Gt-25,000)

2000-2001 60,000

ハ、液化天然ガス運搬船（Dw-044
No.) 1,915.645Dw

二 ロールオン・ロールオフ貨

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

卷之三

(2) Dw が一千トン以上二千トン未満のもの
Dw が一千トン以上のもの 1,264.635Dw - 0.436

$$1,405.15Dw^{-0.498} (0.95 - 0.05 \frac{Dw - 1,000}{1,000})$$

水自動車運搬船(Dwが一万トン以上のもので、DwをGtで除した値が○・三未満であるものに限る。)

$$02.324D_W^{-0.471} \left(\frac{D_W}{Gt}\right)^{-0.7}$$

自動車運搬船 (Dw_{9,471} が一万トン以上のものに限るものとし、亦に掲げるものを除く。)

六 前各号に掲げる船舶以外の船舶次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める「酸化炭素放出抑制指標の値

(2) Dw が二百五十トン以上千トン未満のもの

$$752.16Dw^{-0.381} \quad (0.98 - 0.05 \frac{Dw - 250}{750})$$

<p>口) クルーズ旅客船(次に掲げる区分に応じそれぞれに定める算式により算定した値</p> <p>(1) Gt が八万五千トン以上のもの 158,881.2Gt^{-0.24}</p> <p>(2) Gt が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの $170,84Gt^{-0.24} \cdot (0.98 - 0.05 \frac{Gt - 25,000}{60,000})$</p>
<p>ハ) 液化天然ガス運搬船 (Dw が一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。) 1,983,256DW^{-0.44}</p>
<p>ニ) ロールオン・ロールオフ貨物船(次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く) 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dw が二千トン以上のもの 1,306,789.5DW^{-0.48}</p>
<p>(2) Dw が千トン以上二千トン未満のもの $1,405,15DW^{-0.48} \cdot (0.98 - 0.05 \frac{Dw - 1,000}{1,000})$</p>
<p>ホ) 自動車運搬船 (Dw が一万トン以上のもので、Dw を Gt で除した値が○・ニ未満であるものに限る。) Dw を Gt で除した値が○・ニ未満で</p> <p>$725,7348DW^{-0.471} \cdot (\frac{DW}{Gt})^{-0.7}$</p> <p>ク) 自動車運搬船 (Dw が一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものと除く) 1,685,7459DW^{-0.471}</p>

<p>水　自動車運搬船（D_Wが一万トン以上のもので、G_tをGで除した値が（・三未満であるものに限る。）</p>
<p>△ 725.7348D_W^{-0.471} (D_W)^{-0.7} G_t △ 自動車運搬船（D_Wが一万トン以上のものに限るものとし、本に掲げるものを除 △ 1.685.7459D_W^{-0.471}</p>

Dが一万トン以上のもので、

$$725.7348Dw^{-0.471} \left(\frac{Dw}{Gt}\right)$$

△ 自動車運搬船 (D_w が一万ト
ン) 1,685.7459D_w^{-0.471}

附則